

8/8 青年部会 「改正電子帳簿保存法」勉強会開催

8月8日(月) 18時30分より組合会議室(web併用)において「改正電子帳簿保存法」の勉強会を開催しました。講師をお願いしたのは、株式会社アペルザ(横浜市)の土屋さんと田谷さん。

株式会社アペルザは製造業に特化したインターネットサービスを行っている会社で、受発注業務におけるFAXの課題を中心に講義いただきました。

株式会社アペルザが独自に製造業を対象に電子帳簿保存法の認知と対応の実態に関するアンケート調査を実施したところ認知が低いこともさることながら、「対応できている」と回答した企業の少なさと「対応できている」と回答した企業でも対応が不十分である可能性がある企業の比率が半数にのぼることが判明しました。

青年部会では、このような実態を踏まえて勉強会を開催しました。

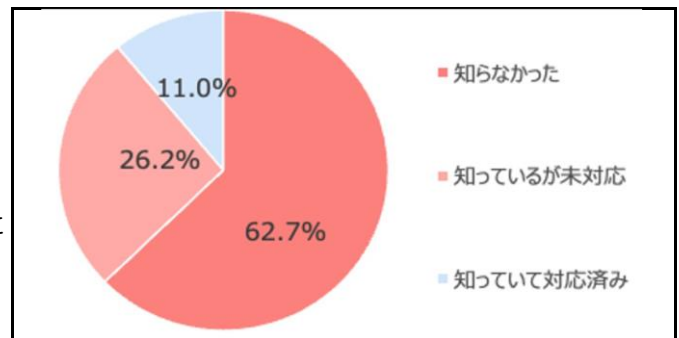
電子帳簿保存法改正に伴い、多くのセミナーが開催されまた、様々なソフトが販売されています。

それぞれの会社にあったシステムの導入を検討いただくと同時に、「電子帳簿保存法業務」に忙殺されないようしっかりとした導入計画が求められます。

(出席者 real 7名 web 6名 講師2名)



2022年1月に電子帳簿保存法が施行されたことを知っていますか？



2023年4月から1ヵ月60時間を超える時間外労働に対する割増率が25%から50%に引き上げられます…最大の対策は極力時間外労働をさせないこと！

2019年4月1日より順次施行が開始されている「働き方改革関連法」。そのうちのひとつが、時間外労働における割増賃金率の引き上げです。企業は、法定労働時間を超えて従業員を働かせた際、通常の賃金を割増した「割増賃金」を支払わなければなりません。これまで、1ヵ月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は、大企業は50%、中小企業は25%でした。しかし、**2023年4月以降は、猶予措置終了により中小企業の割増賃金率も大企業と同様の50%に引き上げられます。**割増賃金率について正しく理解し、引き上げまでに準備しておくことを確認しましょう。

割増賃金を支払わなければならない時間外労働には3種類あります。ひとつは時間外手当・残業手当に相当する「時間外」、次に「休日」手当、そして「深夜」手当です。

種類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間(1日8時間・週40時間)を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間(1ヶ月45時間、1年360時間等)を超えたとき	25%以上(※1)
	時間外労働が1ヶ月60時間を超えたとき(※2)	50%以上(※2)
休日 (休日手当)	法定休日(週1日)に勤務させたとき	35%以上
深夜 (深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

(※1) 25%を超える率とするよう努めることが必要です。

(※2) 中小企業については、2023年4月1日から適用となります。